

平成 17 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鎌田 博史  
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)  
問合せ先 財務経理部 部長 島田 健司  
(T E L 03-3983-5664)

日本技術開発株式会社を債務者とする株式分割差止仮処分命令申立事件の決定に関する  
お知らせ

当社が平成 17 年 7 月 21 日付けで行っておりました日本技術開発株式会社を債務者とする株式分割の差止仮処分の申立てに関して、本日、東京地方裁判所民事第 8 部より下記の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の内容

当社による株式分割差止仮処分の申立てを却下する。

2. 当社の今後の方針

本日の東京地方裁判所の判断は、裁判の結果だけをみれば残念ではありますが、その理由中で当社が行おうとしている分割新株をも対象とした公開買付の適法性を認めていただいており、実質、勝訴であると考えております。

このような裁判所の結論は当初の想定の範囲内ではありました、更に詳細に決定理由を検討しますと、却下の理由として、本件株式分割が「本件公開買付けの目的の達成を妨げるものではない」ことをあげていますが、他方で、日本技術開発現経営陣の対応に「その経緯において批判の余地」があるとした上で、「本件公開買付けに事実上著しい支障を來したと認められる場合には、対抗手段としての相当性を欠くと解する余地」があるとも認め、事後的に当社が損害を被った場合には、「本件取締役会決議を行った取締役に・・・これを理由とする損害賠償求権(同 266 条ノ 3)」を行使すべきであると判示しています。したがって、当社としては、裁判所がこのようにコンプライアンス違反であると認めた本件株式分割を日本技術開発株式会社現経営陣が予定通り行うのか、本件株式分割を自主的に撤回するのか見守りたいと考えております。

以上